

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本ヘルスコミュニケーション学会（英文名 Japan Association of Health Communication、英文略称 JAHC）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都文京区に置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地域に地方会を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ヘルスコミュニケーション学に関する研究発表、知識の交換、会員相互の交流及び国内外の関連学術団体との連携等を通じて、ヘルスコミュニケーション学の進歩、普及に貢献するための事業を行い、もって我が国の医学、医療、健康、社会福祉のために寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学術集会、学術講演会等の開催
- (2) 学会誌、その他の刊行物の発行
- (3) 研究成果の表彰
- (4) 内外の関連する学術団体との連絡、連携
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 ヘルスコミュニケーション学に関する知識、経験を有する者で、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 学生会員 ヘルスコミュニケーション学の研究に従事する大学院または大学及びこれらに準じる学校の学生で、本会の目的に賛同して入会した者

(3) 学生で、本会の目的に賛同して入会した者

(4) 名誉会員 ヘルスコミュニケーション学の発展に貢献した個人で代議員会の決議によって推薦された者

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。

3 代議員は、正会員の中から選出される。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することができない。

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

6 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠く場合に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(入会)

第6条 本会の正会員、学生会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となることができる。

(会費)

第7条 正会員、学生会員は、代議員会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員は、入会及び退会規程に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。なお、手続きについては入会及び退会規則による。

2 未納会費があるときには、これを全納しなければならない。

(除名または懲戒)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、代議員会において、議決権の過半数を有する代議員が出席し、総代議員の議決権の3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、代議員会の1週間前迄に理由を付して除名する旨を通知し、代議員会において、決議の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に重大な違反をしたとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第8条第1項の支払義務を3年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事のうち若干名を副理事長とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事会の中から選任する。
- 3 副理事長は、理事長が理事から選任する。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めに従って、職務を遂行する。

- 2 理事長は、この定款の定めに従って、本会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる

(役員任期等)

第15条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事または監事は、第12条に定める定数に欠けるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、代議員会において、総代議員数の3分の2以上の承認がなければならない。

第4章 代議員会

(構成)

第17条 代議員会は、正会員の選挙によって選出された代議員をもって構成する。

(代議員会の議決事項)

第18条 代議員会は、次の事項について議決を行う。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 代議員の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、代議員会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 本会の代議員会は、定時代議員会と臨時代議員会の2種類とする。

2 定時代議員会は、毎年1回事業年度終了後、最初の学術集会の開催期間中に開催する。

3 臨時代議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がされたとき
- (2) 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から、代議員会招集の請求が理事長にあったとき

(招集)

第20条 代議員会は、前条の定めにもとづいて、理事長が招集する。

(議長)

第21条 代議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき、または事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第22条 代議員会の議決権は、代議員1名につき、1票とする。

(代議員会の定足数)

第23条 代議員会の議決は、過半数の代議員が出席し、出席したものの過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総代議員数の3分の2をもって行う。

- (1) 代議員及び会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 解散

(書面議決等)

第24条 代議員会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決することができる。また代議員を代理人としてとして議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合においては、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 代議員会の議事については、議事録を作成する。

2 理事長、副理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の解任

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、または事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第31条 本会の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の毎事業年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、代議員会の決議によって変更 することができる。

(解散)

第 36 条 本会は、代議員会の決議等の事由により解散する。

(剰余金)

第 37 条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第 38 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、当会の公告は、当会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1. この定款は、令和 2 年 4 月 1 日より、施行する。
2. 本会の最初の理事は、石川ひろの、木内貴弘、杉本なおみ、高山智子、中山健夫、藤崎和彦、宮原哲とする。
3. 本会の最初の監事は、萩原明人とする。
4. 本会の最初の代議員は、秋山美紀、阿部恵子、五十嵐紀子、池田光穂、石川ひろの、石崎雅人、岩隈美穂、上野治香、大野直子、岡本左和子、奥原剛、河口浩之、川島理恵、河村洋子、木内貴弘、菊川誠、北澤京子、酒井由紀子、榊原圭子、島崎崇史、須賀万智、杉本なおみ、杉森裕樹、孫大輔、高永茂、高山智子、田口則宏、竹中晃二、武林亨、土屋慶子、中山和弘、中山健夫、野呂幾久子、萩原明人、長谷川聡、早川雅代、原木万紀子、藤崎和彦、藤森麻衣子、本間三恵子、宮原哲、宮脇梨奈、安村誠司、八巻知香子、渡邊清高とする。